

令和3年11月25日

関係各位

京都府商工労働観光部長

感染リスクの少ない新たな日常を続けていくための取組について

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、ありがとうございます。

今般、11月25日に開催された第57回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定した要請等について、府民や府内事業者の皆様に対して、幅広く周知させていただきたいと考えております。

つきましては、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、下記の内容を周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 感染防止対策の要請等

(1) 店舗や事業所等に対する要請及び働きかけ

【特措法第24条第9項による要請】

- ・感染防止のための業種別ガイドライン等の遵守

【特措法によらない働きかけ】

- ・在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組の実施
- ・居場所の切り替わり(食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等)での感染防止対策の徹底
- ・<飲食店等を営まれている方> 認証制度への積極的な参加

(2) 催物(イベント等)の開催における要請 【特措法第24条第9項による要請】

対象地域	京都府全域
期間	令和3年11月25日(木)から当面の間(感染状況に応じて見直す場合がある)
人数上限	【感染防止安全計画を策定し、京都府の認定を受けた場合】 収容定員まで 【上記以外】 5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 ※感染防止安全計画は、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超の催物が対象
収容率	大声での歓声等がないことを前提とするもの:100% 大声での歓声等が想定されるもの:50%
事前手続	【感染防止安全計画を策定】 参加者が5,000人超かつ収容率50%超の催物については、具体的な感染防止策を記載した感染防止安全計画を、主催者等は開催の2週間前までを目途に京都府に提出 【上記以外】 感染防止対策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・ホームページ等で公表することとし、主催者等は当該チェックリストをイベント終了日より1年間保存 ※感染防止安全計画及びチェックリストの様式等は、京都府ホームページで公開 ※これまで要請していた全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合等における事前の京都府相談窓口への相談は不要となります。

2. 府民・事業者の皆さまへのお願い ※詳細は京都府ホームページで確認願います。

再び感染拡大を繰り返さないための警戒を続けながら、少しずつ日常生活や社会経済活動を進める「新たな日常」を続けることが必要です。特に、これから気温が低下する季節を迎え、屋内での活動が増えることで、3密（密閉・密集・密接）による感染リスクはさらに高まります。冬に備えて感染防止対策を徹底し、一人ひとりが感染しない、させないための慎重な行動をお願いします。

(1) 基本的な感染防止対策を続けてください！

- ・正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用を徹底してください。
- ・人と人との距離（1メートル以上）を確保し、大声での会話を控えてください。
- ・室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気による空気の入換えを行ってください。

(2) 体調不良を感じたら医療機関に相談してください！

- ・発熱や咳など少しでも体調が悪いときは、ためらわず医療機関に相談し、外出を控えてください。
- ・体調不良や感染を疑う人が、休みが取れる環境を職場や学校で整えてください。

(3) 外出は感染リスクを避けて慎重に行動してください！

- ・都道府県をまたぐ帰省や旅行、出張等では、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・できるだけ混雑する場所や時間を避けてください。
- ・高齢者施設や医療機関等への来訪の際は、決められた感染防止対策を必ず守ってください。

(4) 飲食機会での感染リスクを減らしてください！

- ・長時間に及ばないようにしてください。
- ・会話は正しくマスクを着用して、大声は控えてください。
- ・飲食店の利用は、感染防止対策が講じられている認証店を利用するようにしてください。

(5) ワクチン接種を希望する方は、積極的に接種してください！

- ・発症・重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は積極的に接種してください。
- ・ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく接種に行ける環境を職場や学校で整えてください。

3. 次の感染期への備え

(1) 新たなレベル分類による対策イメージ

レベル	レベル判断の目安	保健所体制の整備 ファーストタッチを迅速に行える体制構築	入院医療体制の整備 適時適確に療養できる体制の構築	制限・措置
0				感染防止対策を徹底 飲食店への制限なし イベント開催制限
1 (維持)		応援職員への研修		
2 (警戒強化)	2週間後に必要とされる病床数が確保病床の30%を上回ると見込まれる場合(概ね病床使用率が15%を超えた場合)に総合的に判断 ※	応援職員の要請 ↓ 応援職員の配備(200人規模) ↓ 順次拡大	病床拡充の要請(669→855床) 入院待機ステーション拡充準備(30→110床)	行動制限 ↓ まん延防止重点措置 緊急事態措置
3 (対策強化)	3週間後に必要とされる病床数が確保病床数に到達した場合又は病床使用率や重症病床使用率が50%を超えた場合に総合的に判断 ※	応援職員の配備(最大500人規模)	確保病床全床稼働(855床)	ワクチン検査パッケージ、第3者認証により緩和
4				

※新規陽性者数や前週比その他の指標、近隣府県の状況も踏まえ総合的に判断

(2) ワクチン3回目接種の円滑な実施

・実施内容 (予定)

2回目接種完了から原則8ヶ月後に接種開始

※「6ヶ月」は感染拡大時等に国が認めた場合に限った例外的取扱

⇒ 交互相種(1・2回目接種と異なるワクチンの接種)を前提とした接種体制を調整

(3) 無症状者の検査体制整備

陰性確認のための無料検査を支援

	民間事業者の自主的取組	ワクチン・検査パッケージ制度	全ての無症状者の検査無料化
概要	民間事業者が自主的に、サービスの提供を行う際に利用者にワクチン接種歴又は陰性検査結果のいずれかを確認する取組	法第24条第9項等に基づく行動制限の要請下で、飲食店、イベント等においてワクチン接種歴又は陰性検査結果のいずれかを確認することにより制限を緩和	感染拡大傾向にある場合に法第24条第9項に基づき、知事が「感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けること」を要請したことを受けての検査
対象	健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方が対象	健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方が対象	感染に不安を感じる無症状者の方が対象

※国の取り扱い決定後変更の可能性有